# 令和元年雇第16号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

#### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)が平成30年12月17日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する処分を取り消すことを求める。

## 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成30年8月31日、A所在のBを離職した。
- 2 公共職業安定所長は、平成30年9月7日、請求人に係る高年齢雇用継続給付 受給資格確認票及び雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書を受理し、同年 9月20日、請求人が同年3月29日付けで高年齢雇用継続基本給付金の受給資 格者となったことを確認した。
- 3 請求人は、平成30年10月1日、C所在のD(以下「事業所」という。)に 採用され、同年11月30日、事業所を離職した。
- 4 請求人は、平成30年12月4日、安定所長に対し、事業所に雇用されていた期間(同年10月1日から同年11月30日までの2か月)を対象として高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した。
- 5 安定所長は、平成30年12月17日、同年11月に支給された賃金(1か月分)を対象として、高年齢雇用継続基本給付金を支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。
- 6 本件は、請求人が、事業所で就労した期間(2か月)を対象に高年齢雇用継続 基本給付金が支給されるべきであると主張し、本件処分の取消しを求める事案で ある。
- 7 請求人は、雇用保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をした ところ、審査官が令和元年6月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたこと から、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

## 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

高年齢雇用継続基本給付金が支給される対象月が2か月であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日を受給資格に係る離職の日とみなして法第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下「みなし賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至った場合に、当該支給対象月について支給することとされている(雇用保険法第61条第1項)。
- (2) また、支給対象月とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。)をいうとされている(雇用保険法第61条第2項)。
- (3) したがって、高年齢雇用継続基本給付金は、月の初日から末日まで引き続いて、被保険者である月に支払われた賃金の額が、60歳到達時の賃金に比して75%を下回るときに支給されるものであり、賃金が支払われたときに、被保険者であること、すなわち雇用されていることが支給要件とされている。
- (4) これは、高年齢雇用継続給付が、年齢が高くなることによる労働能力の低下 や通常勤務の困難化に伴い、賃金が低下したとき、高齢者の働き続ける意欲の 減退や基本手当、年金等の受給の安易な選択等を招き、これをそのまま放置す れば、さらに深刻な保険事故である「失業」に結びつきかねない状況にあると

認められることから、これを「失業」に準じた職業生活上の事故と捉え、雇用の継続を援助、促進することを目的とした給付であるためと解される。

- (5) 請求人についてみると、事業所で就労していた期間は、平成30年10月1日から同年11月30日までの2か月間であるものの、賃金の支払を受けたのは、同年11月12日と同年12月10日であるから、月の初日から末日まで引き続いて、被保険者である月に賃金が支払われたのは、同年11月のみである。
- (6) したがって、安定所長が、支給対象月を平成30年11月として高年齢雇用 継続基本給付金を支給した本件処分は妥当である。
- (7) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を 左右するに足るものは見いだせなかった。

# 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求 人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月8日